時事新報

朝鮮新政府の前途

朝鮮政變の眞相は未だ詳ならざれども兎に角に國王の意を以て前政府を顚覆し剰へ當局の大臣等を殺戮して更に新政府を組織したるだけの事實は確なり事の利害得失は自から別問題として其新政府は國王の親任も淺からず又後援の頼む可きものもありとすれば變後の始末は甚だ穩にして萬々事を期す可きやと云ふに我輩の所見に於ては容易に然りと答へざるのみか或は遠からずして再度の變亂なきを保證するみと能はざるものなり其次第を語らんに此頃斷髮令に不服なりと唱へて國内の各地に蜂起したる暴徒鎭壓の爲めに政府は親衞隊即ち元の訓練隊を派遣したり然るに新政府は該暴徒は斷髮令の爲めに蜂起せしに非ず即ち去年十月八日の事變を憤りて起りたるものなれば今や當時の國賊既に[illegible]に服し餘黨も漸次法を正す可ければおの〳〵其堵に安んじ暴徒の巨魁以下悉く罪を問はず出征の軍隊は即日引上ぐ可しと云々の詔勅を發したりと云ふ暴徒の蜂起は果して斯る事情の爲めにして此一令にて直に解散するや否や甚だ覺束なしと雖も其事は姑く擱き抑も彼の訓練隊は十月八日の事變に與て大に力ありしのみか實際には寧ろ主動者とも見る可きものにして取りも直さず國賊の餘黨と認められ法に問はるゝみと疑なければ無智の兵卒輩は兎も角もおめ〳〵引上げて自から死地に陷るものはある可らず昨日の官軍今日の賊、征伐せられんとしたる暴徒の無罪に引換へ其征伐に向ひたる官兵は今は身を容るゝに所なくして其進退を如何と云ふに引上げの命を奉じて京城に歸りむざ〳〵殺戮せられんより事の成否は兎も角も一命を賭して君側の奸を除くの決斷に若かずとて相率ゐ戈を倒にして今の政府に叛くみとならん從來烏合の暴徒さへも殆んど持餘したる朝鮮の政府が唯一の羽翼と頼みたる親衞隊に去られて丸裸同樣の其上に今度の新暴徒は即ち羽翼と頼みたるものにして多少の訓練もあり又兵器にも乏しからざる其暴徒が國中に横行して勢を逞うするときは恰も虎を野に放ちたるに等しく之に手向ふものはある可らず果して斯る成行もあらんには國内の大亂、政府の危險甚だ掛念の至りなれども我輩の更に掛念する所のものは此内亂の一事よりも寧ろ蕭墻の急變に在り朝鮮人は非常に不忠不孝の名を惡みながら實際には自から不忠不孝の罪を犯して毫も憚からざるの人民なり例へば彼の王妃の如き國人の怨を買ひたるの原因は自から存すれども云はゞ媳の身分にてありながら其舅たる大院君を逆待して恰も幽囚同樣の取扱を爲したるが爲めに朝鮮人の感情に於ては其不孝を惡むみと甚だしく天地に容れざる罪惡と認め遂に彼の如き始末に及びたるものなり或は其中には眞實王妃の存在を國家の不利として事を企てたるものもあるみとならんなれども一般は不孝の名を惡むの餘りに君臣の分を忘れ非常の手段を演じて自から不忠の行を犯したるに外ならず不忠不孝の名は非常に人心を激し極端に趨らしむるの習慣見る可し今日の新政府の舉動を如何と云ふに去年十月の變事に對する處置の實際に出でたるは明白にして當時の當局者たりし金宏集等は國賊と認められて[illegible]たる趣の次第なれば其運動の主動者たる大院君の身にも及びて少なくも幽囚の厄難は免れざる可し必然の勢にして我輩の疑はざる所なり大院君の幽囚は取りも直さず國王をして其父を逆待せしむるものにして其不孝を行はしめたるは即ち新政府の當局者に外ならず朝鮮人の考を以てすれば國王を不孝に陷れたる不届千萬の奸臣共なれば其不孝不忠の舉動は一般の人心を激動して前後を忘却せしめ新政府に對して意外の珍事を引起すものなきを期す可らず我輩の掛念に堪へざる所なり親衞隊の始末既に困難にして内亂の騷動さへ圖る可らざる其上に近く蕭墻の内を顧みれば更に大に怖る可きものあり新政府の前途頗る不安心なりと云ふ可し

官報

○勅令

朕海軍高等武官進級條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十九年二月十八日　海軍大臣　侯爵西鄕從道

勅令第十號

海軍高等武官進級條例

第一條　海軍高等武官トハ海軍將校及其ノ相當官ヲ謂フ

第二條　海軍高等武官ノ進級ハ總テ拔擢ヲ以テシ級ヲ逐ヒ陞進セシム但缺員ナキトキハ官階ヲ進メス

第三條　海軍高等武官ハ實役停年最下期限ヲ超ユルニアラサレハ官階ヲ進ムルコトヲ得ス

第四條　實役停年最下期限ヲ定ムルコト左ノ如シ

一　少尉及其ノ相當官ヨリ各其ノ上級ノ官ニ進ムニハ實役停年三年
二　大尉及其ノ相當官ヨリ各其ノ上級ノ官ニ進ムニハ實役停年五年
三　少佐及其ノ相當官ヨリ各其ノ上級ノ官ニ進ムニハ實役停年三年
四　大佐及其ノ相當官ヨリ各其ノ上級ノ官ニ進ムニハ實役停年四年
五　少將ヨリ中將ニ進ムニハ實役停年三年

第五條　中將ノ大將ニ進ムハ戰功者又ハ遠征ニ從事シタル者ニ就キ特旨ヲ以テ親任スルヲ例トス

第六條　大尉及其ノ相當官ノ高等官七等ヨリ同六等ニ進ミ大佐及其ノ相當官ノ高等官四等ヨリ同三等ニ進ムハ總テ拔擢ヲ以テシ各其ノ實役停年最下期限ノ半ヲ過クルヲ要ス

第七條　實役停年中海上勤務ノ日數アルトキハ其ノ三分ノ一ニ當ル日數ヲ更ニ實役停年ニ加算ス

第八條　海上勤務トハ艦船ニ乘組ミ服務スルヲ謂フ其ノ艦船ノ種類ハ海軍大臣之ヲ定ム

第九條　海上勤務ノ者ニシテ公務ニ原因セサル傷痍疾病及自己ノ願ニ依リ陸上ニ在ル間ノ日數ハ海上勤務ニ算入スルコトヲ得ス

第十條　休職停職收監處刑及正當ノ理由ナクシテ敵ノ捕虜トナリタル間ノ日數ハ實役停年ニ算入スルコトヲ得ス

第十一條　戰時ニ在テハ實役停年最下期限ヲ其ノ半ニ減スルコトヲ得

第十二條　將校及其ノ相當官ハ各其ノ職權ニ依テ部下ヲ拔擢スルノ權ヲ有ス但直屬長官アル者ハ其ノ監督ノ下ニ在テ之ヲ行フ

第十三條　將官ノ進級幷ニ大佐及其ノ相當官ノ各其ノ上級ノ官ニ進ムハ上奏ニ出ツト雖先ツ内旨ヲ海軍大臣ニ下スヲ例トス

第十四條　前條ノ場合ヲ除ク外海軍大臣ハ海軍高等武官ニシテ第四條及第六條ニ依リ進級資格ヲ備ヘタル者ニ就キ其ノ候補名簿ヲ撰ヒ之ヲ進級會議ノ判査ニ附シ海軍高等武官決定候補名簿ヲ作ルヘシ但戰時若クハ事變ニ際シテハ其ノ判査ニ附セサルコトヲ得

決定候補名簿ヲ作ルノ法ハ候補名簿中ヨリ進級セシムヘキ者ヲ撰拔シ各其ノ順序ニ依リ列序ヲ定ム

進級會議ハ各司令長官將官會議議員軍醫總監及主計總監ヲ以テ組織ス但海軍大臣ハ必要ニ依リ他ノ議員ニ命シ臨時參與セシムルコトヲ得

第十五條　海軍大臣ハ海軍高等武官決定候補名簿ヲ奏上シ親任勅任ヲ要スル者ニ其ノ順序ニ從ヒ敘任ノ事ヲ奏上スヘシ但休職停職中ノ者及敘任セシムヘカラサル事由ヲ生シタル者ニ就テハ之ヲ奏上スヘカラス

第十六條　海軍高等武官決定候補名簿ハ其ノ調製ノ時ヨリ次年決定候補名簿調製ノ時迄効力ヲ有ス但第十一條ニ依リ實役停年最下期限ヲ其ノ半ニ減シ決定候補名簿ヲ調製シタル後同條ノ規程ヲ適用セサルニ至ルトキハ其ノ決定候補名簿調製ニ用ヒタル實役停年第四條ノ最下期限ニ達セサル者ハ該名簿ヨリ之ヲ削除ス

第十七條　准士官ハ士官ニ進級スルヲ得サルヲ例トスト雖忠勤確實士官タルニ堪ヘ且學術技藝拔群ノ者ハ臨時檢査ノ上士官ニ進級セシムルコトヲ得

第十八條　第二條乃至第十七條ノ規程ハ[illegible]

第十九條　戰時若クハ事變ニ際シ現役海軍高等武官ニ缺員ヲ生シタル場合ニ於テ現役海軍高等武官ヲ以テ進級セシメ其ノ補充ヲナス能ハサルトキハ前諸條ニ[illegible]召集中ノ豫備後備海軍高等武官ヲ進級セシムルコトヲ得

本條ノ場合ニ於テハ召集中ノ勤務日數ヲ現役中ノ勤務日數ニ通算ス

第二十條　戰時若クハ事變ニ際シ[illegible]アル者又ハ多年軍務ニ從事シ進級資格ヲ備ヘタル者ニシテ海軍將校分限令第五條第一項第二項第四項第五項[illegible]

第二十一條　[illegible]

第二十二條　左ノ場合ニ在テハ定規ニ依ラス進級セシムルコトアルヘシ

一　戰場ニ在テ戰功ヲ顯シ曾テ之ヲ全軍ニ布告セシ者
二　戰時ニ在テ[illegible]

雜報

○横須賀一覽

美洲生

梅信頻りに散策を促す遊心勃々禁じ難し去る十六日の日曜を卜して經堂野賦、先づ新橋停車場へ向ふ行々朝鮮騷動の成行を想像し其想像は何時しか我國の海軍に移り軍艦修繕の實况を觀察せん考へとなり横須賀行きの切符を求め午前十一時四十五分の汽車に乘込めば午後二時前に横須賀へ着したり

●横須賀港　其昔文久年間幕府の閣老小栗上野之介が此地に軍港を定めし時は一小漁村にして人家數十戸に過ぎざりしに造船所の擴張と共に大に其戸數を増して今は四五千戸に達し目下は町制なるも追々市制を施さゞるべからざるに至れり重なるものは造船所、機關學校、裁判所、郵便局、警察署、郡役所、町役場、停車場等なり

●碇泊軍艦　目下港内の碇泊軍艦は吉野、高千穗、秋津洲、扶桑、筑波、天城、八重山、裝飾中の須磨、修繕中の鎭遠、龍田及び水雷艇等なり

●入渠船　第一號船渠には龍田を入れて修繕中なるが同艦は八百餘噸の小艦にて既に八九分通りは修復を終りたれば兩三日内出渠すべしとのみとなり第二號船渠には郵船會社の土佐丸入渠し數百名の職工にて修繕中なり何分四本檣にて四千八百噸てふ大船なれば其竣工までには猶は十數日を要するならんか第三號船渠には分捕水雷艇福龍及び第十號水雷艇を入れ塗替中なり何れも數日の内に工を終るならん

●今後の入渠船　は未だ確定せざる由なるも八重山、筑波及び露國軍艦ナヒモフ等ならんか八重山は船底の塗替へなるべく、筑波は四十餘年前の製造に係る老朽船にして速力の遲緩なるは勿論、間々舊式の箇所もあれば此等の改良等にて多少手間取るならんと云ふ

●外國軍艦の入渠　外國軍艦時々の修繕は各國相互のみとにして客臘下旬にも米國軍艦ヲリンピヤの艦底を同所に於て塗替へたり其以前日清戰爭中に露國軍艦の修繕も同所にてなせしみとあり而して今回ナヒモフが果して入渠するに至るも艦底の塗替へにて竣工は兩三日間を出でざるべしと云ふ

●製造中の船舶　第一號造船臺には小蒸汽船二艘、殆んど竣工に垂んたるものあり第二號船臺には明石の艦底既に成りたるあり同艦は須磨と姉妹艦にして本年中には竣工の都合なりと

●須磨　は昨年三月進水式を行ひしものにて今は機械工場の西に繋ぎ專ら内部の營繕中なり既に其八九分通りは出來上りたるが同艦は噸數二千七百噸、速力廿海里、最新式のものにして我國製造の軍艦にては最上の部類に屬するものなり

●鎭遠　は須磨の西側に碇繫し目下數百名の職工にて修繕を急ぎつゝあり何分同艦は長五十三間、幅十間の上に出で四百八十餘の彈痕を受け居るみとして修復も中々手間取るが故に是迄の儘にては不便の箇所も多く模樣替への所もある譯なれば竣工までには猶は多くの日數を要す[illegible]

●扶桑　は鎭遠[illegible]に碇繫し居れり同艦は黄海、[illegible]衞等の激戰を經たるものなれば多少の損所もあり[illegible]艦上改良を要する部分もありて先般來工事中なりしが既に略ぼ出來せり

●其他　吉野、高千穗、秋津洲、天[illegible]り命令次第出港の準備整頓せし[illegible]

●鎭遠の觀客　同艦廻航の當時は[illegible]其後は修繕中にて一般の縱覽を[illegible]かりしが修繕も着しく捗取り[illegible]るならんとの豫想にてか或は過[illegible]日稱々の傳を求めて見物に來る[illegible]乘組員も未定にて十餘名の番兵[illegible]下五層もあり一巡するにも四十[illegible]れば十名許りにては中々見透す[illegible]觀客なれば十名許りにては到底[illegible]れば始終見物人の來るが儘に見[illegible]ては卓子及び椅子の蓋布、所々の[illegible]を失ふの恐れなきに非ずと云ふ

●職工　造船所の職工は通常三千[illegible]りしが追々同所の擴張と事業の[illegible]の職工は四千名以上なりと

一泊一日にて大要を見盡したれ[illegible]にて鎌倉へ歸り鎌倉宮、八幡宮、長谷觀音寺へ參詣し同夜江ノ嶋[illegible]場裏に慣れたる身も逍遥屢々[illegible]翌十七日藤澤寺に詣で同所より[illegible]梅花滿開芳香馥郁たるも顧客少[illegible]

○水雷發火演習

來る三月[illegible]州三浦岬に於て水雷發火演習を[illegible]に於て行ひしものと異なり實戰[illegible]發射力等も頗る激烈なりと云ふ

○營業税法案の修正に就[illegible]

[illegible]查委員は課税の標準に就き修正[illegible]率は通じて萬分の五を減じ倉庫[illegible]しめて課税額を減ずる事となし[illegible]に依托したりしが今聞く處に據[illegible]べき金額は三十五萬七千餘圓に[illegible]に依て收入すべき豫算金額は七[illegible]七圓なるを以て委員中には凡そ[illegible]目的を以て本案の税率を輕減し[illegible]案の修正に伴ふ不足に對しては[illegible]法の改正を以て補ふ可しとの說[illegible]至て少數なれば委員會の多數は[illegible]求むる事となるべしとなり

○改進黨の增税法案委員

[illegible]税案、登錄税案、葉煙草專賣法案、[illegible]税法案等に對する意見を決する[illegible]雄、内藤久寛、四宮有信、武市彰[illegible]して其調査を托したりと云ふ

○八代目市川團十郎

[illegible]乘せられた大組板に[illegible]切つてみせたる鯉の[illegible]

道頓堀中の芝居は見も傳も世界[illegible]みたれば翌聖日芝居手代安[illegible]に來り今日初日致したき由申入れ[illegible]めざりしを以て其筋老[illegible]び三番叟相濟みたる旨申入れしに[illegible]しなり八代目の上阪は素より[illegible]を東に分ちかねて[illegible]生とは[illegible]り稍々調子の狂ひたる[illegible]次の日は役者評判とて年寄の宅に[illegible]